

視覚障がい者からテレビを遠ざけない 地上デジタルテレビ放送を求める意見書

障がい者の平等な暮らしと社会参加の推進は、我が国において社会と地域の大きな課題となっている。情報の8割以上が視覚情報である現代社会において、視覚障がい者が安心して生活するためには情報格差をこれ以上広げない対策が求められる。

F M放送とテレビのアナログ放送はともにV H F帯の電波を使うため、多くの視覚障がい者は安価なF Mラジオのテレビ受信で生活情報を得てきた。しかし本年7月、地上波テレビはデジタル放送へと完全移行され、テレビ音声をF Mラジオから聞くことができなくなった。多機能化に伴ってテレビの操作はこれまでより複雑になっているが、リモコンなどの音声化等はメーカー任せでほとんど進んでいない。

また、テレビ情報の入手に欠かせない解説放送をふやす具体的な施策が進まない上、F Mラジオによるテレビ放送受信も中止となり、ますます視覚障がい者からテレビ情報が遠ざけられているのが現状である。「平成18年身体障害児・者実態調査結果」によれば、情報の入手方法の第1位がテレビの一般放送であり、視覚障がい者の66%を占めている。災害時においてもテレビ情報は視覚障がい者にとっても不可欠である。

については、政府におかれては、下記事項を速やかに実施されるよう強く要望する。

記

- 1 携帯用ラジオに、テレビの地上デジタル放送の受信機能を付加し、従来どおりテレビ放送が聴けるようにすること。
- 2 受信機や録画機のリモコンのすべての機能が、音声ガイドを手がかりに操作できるテレビの開発を推進する施策を講じること。その際、視覚障がい者の使いやすさを最大限考慮すること。
- 3 解説放送、ニュースなどのテロップ・字幕の読み上げを大幅にふやし、テレビ放送における情報バリアをなくすこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月22日

鳥取市議会議長 中西 照典

内閣総理大臣
総務大臣 様
厚生労働大臣